

山梨県公報

目 次

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

一

条例のあらまし

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(長寿社会課)

- 介護保険法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- この条例は、平成二十一年五月一日から施行することとした。

例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成二十一年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百七十一の二の項中「第百十五条の二十九第一項」を「第百十五条の三十五第二項」に、「第一百四十条の二十九」を「第一百四十条の四十三第一項」に改め、同表百七十一の三の項中「第一百十五条の二十九第三項」を「第一百十五条の三十五第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

号外第三十二号

平成二十一年
四月三十日

木曜日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番